

佐賀県工業技術センター公的研究費不正防止計画

令和3年11月25日

佐賀県工業技術センターにおいて公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

区分	手続き等	不正の発生する要因	要因の説明	対応する不正防止計画
組織	責任体系の徹底	公的研究費の責任体系を理解していない。	公的研究費の管理・運営が適正に行われていない。	責任体系を明確にした責任体系図により理解を深める。
意識	意識の向上	研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	研究者は「研究費は自分のもの」という意識、事務職員は「預り金」という意識が強い。	意識向上のためのコンプライアンス研修を実施する。構成員は誓約書を提出する。
管理	管理・監査体制の整備	発注・検収、勤務状況確認等の研究費の管理体制が不十分である。	不正な取引や架空の支出が発生するリスクが増える。	研究費の管理体制を強化する。内部監査制度を整備する。
理解	研修の実施	業務の都合でコンプライアンス研修を受講していない。	受講しなかった研究員は、不正行為について正しく理解していない可能性がある。	研修会等を実施し、全員が必ず受講するようにする。
		コンプライアンス研修の内容を理解していない。	内容を理解していない研究員は、不正行為を行うリスクが増える。	研修会後にアンケートを行い、受講者の理解度をチェックする。継続的啓発を実施する。
旅費	事前手続	旅行伺いが事前に提出されていない。	出張計画の妥当性、研究目的との整合性が確認できない。	旅行伺いは事前に承認を受ける。
	旅行実施確認	報告書(復命書)が提出されていない。報告書の内容が旅行目的と整合していない。	旅行の内容が確認できない場合、架空の支出や予算の流用が疑われる。	報告書にはより具体的な事項を記入し、旅行者本人が宿泊したことを証明できるものを提示する。
	精算手続き	旅費の精算が旅行終了後長期間行われていない。	執行額が確定しない。	日程の変更及び精算は旅行終了後速やかに行う。
需用費 備品 購入費等	発注	研究者が発注できる範囲が守られていない。	研究者と業者の関係が不正な取引に発展する恐れがある。	研究者が発注できるのは、10万円未満の物品に限る。
		常に同じ業者に発注されている。	最安値の業者に発注されていない可能性がある。	適時、見積もりをとり、最も安価な業者に発注する。
		年度末に発注が集中している。	予算を使い切るため不要な物品を購入している可能性がある。	必要な物品を計画的に発注する。
	納品・検収	発注者のみが検収確認を行っている。	架空の発注・検収の恐れがある。	物品の検収は総務課が行う。
物品の管理	換金性の高い物品の管理を適切に行う必要がある。	物品の所在不明など管理が徹底されない。	備品台帳を作成し備品札を貼る。年1回、備品一覧と照合する。	
謝金等	事前手続	謝金執行伺いが事後に提出されている。	謝金執行伺いの提出が事後になると、研究目的との整合性、経費の推算、単価の整合性、他の業務との重複が確認できない。	謝金執行伺いは必ず事前に行う。
	実施確認	担当者以外による実施確認がされていない。	担当者の実施確認では架空の支出と受け取られる恐れがある。	実施確認は総務課が行う。
	支払手続	謝金等の支払いが業務終了後長期間行われていない。	執行額が確定しない。	謝金の支払いは業務終了後速やかに行う。
相談	相談窓口	研究費の執行についてわからないことがある。	担当者だけの判断では、誤った解釈で執行される恐れがある。	総務課及び研究企画課に設置されている相談窓口で指導・助言を受ける。
通報	通報窓口	内外からの通報(告発)を受ける窓口がわからない。	通報に対応する体制が整備されていないと不正を見逃すリスクが増大する。	通報窓口を周知する。通報に対する体制を整備する。